

# JAグループ千葉「もっと安心農産物」生産・販売運動 推進要領

施行	平成16年	7月	1日
改定	平成17年	4月	1日
改定	平成18年	8月	1日
改定	平成19年	2月	1日
改定	平成21年	2月	1日
改定	平成25年	4月	1日
改定	平成28年	4月	1日

## 1. 趣旨

この要領は、JAグループ千葉「もっと安心農産物」生産・販売運動を推進することを目的に、「もっと安心農産物」生産組織の登録及び「もっと安心農産物」の登録、分別出荷販売、各種分析、情報開示等にかかわる必要な事項を定めるものとする。

## 2. 運動の内容

### (1) 「もっと安心農産物」統一栽培暦の作成

JAは、JAグループ千葉が別に定めるJAグループ千葉「もっと安心農産物」共通生産基準（別記1：「一般栽培版」・「GAP基準版」）を充たす統一栽培暦を作成する。

### (2) 「もっと安心農産物」生産グループの組織育成・登録

JAは、統一栽培暦導入・生産履歴の記帳・生産情報公開等、環境を保全し、より安全な農産物の生産をめざす生産者を組織育成、「もっと安心農産物生産グループ」としてJAグループ千葉食の安全・安心産地づくり推進本部内に設置する後記「検査委員会」に登録する。

### (3) 「もっと安心農産物」としての登録と分別管理・出荷

「もっと安心農産物」生産グループで生産された農産物は、後記「検査委員会」の検査・確認により適正に評価し、「もっと安心農産物」として農産物登録、一般品と区分して分別出荷する。

### (4) 各種分析の実施と情報の開示

産地は残留農薬分析、土壌分析等実施するとともに、必要に応じて産地情報・生産履歴・分析データ等情報開示マニュアルに基づいて情報開示を行い、「もっと安心農産物」の信頼確保と運動に取り組む産地の姿勢をアピールする。

## 3. 推進体制とその役割分担

### (1) 「もっと安心農産物」の推進に関する体制の整備

1)JAグループ千葉「もっと安心農産物」生産・販売運動に参加する各JA、各生産組織の取り組みを公正に検査・確認することを目的として、JAグループ千葉食の安全・安心産地づくり推進本部内に検査委員会を設置する。

2)JAは産地管理運営体制を整備する。

3)それぞれの設置要領等は別に定める。

### (2) 役割分担

1)JAは、「もっと安心農産物グループ」を組織育成し、産地運営管理に責任をもって取り組む。

2)JA千葉中央会は、運動の啓蒙とJA内部検査等指導を行う。

3)全農千葉県本部（以下、県本部）は、生産者・JAの主体的な取り組みを支援し、「もっと安心農産物」生産・販売運動の総括管理を行う。

#### 4. 「もっと安心農産物」生産組織登録

- (1) 生産組織・JAは、播種時期の2ヶ月前の1日（検査月：4・7・10・1月）までに、「検査委員会」に登録・検査申請を行う。
- (2) 「検査委員会」は、直ちに「計画検査」としてこれを書類審査し、適正な場合、生産組織として登録、産地責任者に宛て生産組織登録通知書を発行する。
- (3) 登録の有効期間は、組織登録通知書発行日から栽培計画書に記載された出荷期間迄とする。（但し、出荷期間が計画を超える場合は1ヶ月未満に限り認める）
- (4) 同時に、「ちばエコ農産物」栽培計画承認要件を充たす産地の承認申請手続きを行なう。
- (5) 組織登録後、計画に変更が生じた場合は「検査委員会」へ速やかに報告を行なう。

#### 5. 「もっと安心農産物」農産物登録

- (1) 生産組織の登録を受けた産地責任者は、原則として農産物の出荷前に、検査委員会の「生産工程検査」として現地で検査・確認を受ける。（但し、共通生産基準「GAP基準版」は除く）
- (2) 共通生産基準「GAP基準版」は、1年に1回実施を目途として、検査委員会の「定期検査」として現地で確認・検査を受ける。
- (3) 検査委員会は、確認・検査の結果、適正と認めた場合、「もっと安心農産物」として農産物登録、産地責任者に宛て農産物登録通知書を発行する。
- (4) 登録の有効期間は、農産物登録通知書発行日から栽培計画書に記載された出荷期間迄とする。（但し、出荷期間が計画を超える場合は1ヶ月未満に限り認める）
- (5) 検査委員会は、以降実施する「集・出荷検査」及び「臨時検査」の結果、不適正な箇所を認めた場合、登録を取り消すことがある。
- (6) 県本部は、検査・確認に係る事務処理等、別途「検査確認マニュアル」に定める。

#### 6. 分別集・出荷、販売

- (1) 生産された「もっと安心農産物」については、それ以外の農産物と明確に区分して集荷、分別販売を行うものとする。
- (2) 農産物登録を受けた生産者等は、出荷にあたり、区分集荷、分別販売を徹底するために、原則として別に定めるところにより「もっと安心農産物」登録・「もっと安心ちばエコ農産物」認証マーク(別記2)を使用するものとする。ただし、特段の事情があり、「検査委員長」が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) JAは、出荷終了後、速やかに出荷額・販売量、登録・認証マーク等の実績を県本部に報告する。
- (4) 県本部は、認証マークの適切な管理、報告に係る事務処理等、別途「もっと安心農産物」登録・「もっと安心ちばエコ農産物」認証マーク取扱要領」に定める。

#### 7. 各種分析

- (1) 「もっと安心農産物」生産組織は、自主的に各種分析に取組み、データを管理し、必要に応じて情報を公開する。

(2) 県本部は、各種分析に係る一連の手続き、費用負担等別途「各種分析マニュアル」に定める。

#### 8. 生産情報の開示

(1) 県本部は情報の開示に係る一連の手続き等別途「情報開示マニュアル」に定める。

(2) 県本部は、独立ホームページを開設し、広く一般に、登録された「もっと安心農産物」に関する情報提供を行う。

(別記1)

J Aグループ千葉「もっと安心農産物」共通生産基準 一般栽培版

項 目	基 準
圃 場	<ul style="list-style-type: none"><li>・生産圃場は、他の圃場と明確に区別する。</li><li>・圃場には、「もっと安心農産物生産圃場」等表示看板を設置する。</li></ul>
種子・種苗	<ul style="list-style-type: none"><li>・品種は、生産組織・JAが選択したものに統一する。</li><li>・遺伝子組替え技術により育成された種子・種苗は使用しない。</li><li>・水稻種子は毎年更新する。</li></ul>
環 境 対 策	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用済みプラスチック等の廃棄物を法令に基づき適正に処理する。</li></ul>
土づくり と土壌分析	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として、作付け前に土壌分析を実施し、1年に1回以上の土づくりによって腐植に富み、養分バランスの良い土壌条件を確保し、適量の施肥を行う。</li><li>・土づくりは土壌分析結果に基づき堆肥等完熟有機物を施用する。その他緑肥作物の栽培・鋤き込み、土づくり肥料の施用も土づくりの方法として認める。</li><li>・水田では、作付け前にカドミウムの分析をする。</li></ul>
施 肥	<ul style="list-style-type: none"><li>・統一栽培暦を作成し、使用銘柄を統一する。</li><li>・使用する肥料銘柄は、統一栽培暦に記載された銘柄とするが、栽培上特段の事情があり「事務局長」が特に認めた場合はこの限りではない。</li><li>・施用肥料の化成由来窒素分量は「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき千葉県が定めた慣行レベル」による窒素施肥記載量の50%以下とする。但し、被覆肥料及び養液土耕栽培等局所施肥の窒素分量は含めない。</li></ul>
防 除	<ul style="list-style-type: none"><li>・栽培に必要な最小限の農薬と散布回数を考慮して、統一栽培暦を作成する。ただし、原則として農薬の散布回数は「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき千葉県が定めた慣行レベル」を超えないこととする。</li><li>・使用する農薬銘柄は、統一栽培暦に記載された銘柄とするが、新たな病害虫の発生等、特段の事情があり「事務局長」が特に認めた場合はこの限りではない。</li><li>・散布回数、使用時期、使用量(濃度)等、暦の基準を厳守するとともに最新の農薬登録内容の確認にも留意する。</li><li>・耕種的防除等代替技術を活用し、化学合成農薬の使用を可能な限り削減する。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・栽培で使用する水は安全性が明らかにされている水系の物を使用し、必要に応じて公的機関への確認や分析を実施して安全性を確認する。</li><li>・分析機関は公的機関(保健所等)で実施する。</li></ul>

JAグループ千葉「もっと安心農産物」共通生産基準 GAP基準版

項 目	基 準
圃 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産圃場は、他の圃場と明確に区別する。</li> <li>・圃場には、「もっと安心農産物生産圃場」等表示看板を設置する。</li> </ul>
種子・種苗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品種は、生産組織・JAが選択したものに統一する。</li> <li>・遺伝子組替え技術により育成された種子・種苗は使用しない。</li> </ul>
環 境 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済みプラスチック等の廃棄物を法令に基づき適正に処理する。</li> </ul>
土づくり と土壌分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、作付け前に土壌分析を実施し、1年に1回以上の土づくりによって腐植に富み、養分バランスの良い土壌条件を確保し、適量の施肥を行う。</li> <li>・土づくりは土壌診断結果に基づき堆肥等完熟有機物を施用する。その他緑肥作物の栽培・鋤き込み、土づくり肥料の施用も土づくりの方法として認める。</li> </ul>
施 肥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一栽培暦により、を作成し、使用銘柄を統一する。</li> <li>・使用する肥料銘柄は、統一栽培暦に記載された銘柄とするが、栽培上特段の事情があり「事務局長」が特に認めた場合はこの限りではない。</li> <li>・施用肥料の化成由来窒素分量は「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき千葉県が定めた慣行レベル」による窒素施肥記載量の50%以下とする。 但し、被覆肥料及び養液土耕栽培等局所施肥の窒素分量は含めない。</li> </ul>
防 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培に必要な最小限の農薬と散布回数を考慮して、統一栽培暦を作成する。ただし、原則として農薬の散布回数は「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき千葉県が定めた慣行レベル」を超えないこととする。</li> <li>・使用する農薬銘柄は、統一栽培暦に記載された銘柄とするが、病害虫の発生状況等、特段の事情があり「事務局長」が特に認めた場合はこの限りではない。</li> <li>・散布回数、使用時期、使用量(濃度)等、暦の基準を厳守するとともに最新の農薬登録内容の確認にも留意する。</li> <li>・耕種的防除等代替技術を活用し、化学合成農薬の使用を可能な限り削減する。</li> </ul>

GAP	生産工程管理点検 (生産者)	重点実施項目	重点実施項目は、管理マニュアルを作成する。(6項目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・土づくり</li> <li>・衛生管理</li> <li>・農薬適正使用</li> <li>・異物混入対策</li> <li>・農薬保管</li> <li>・施設・設備管理</li> </ul>
		生産工程管理点検シート	JAグループ千葉「食の安全・安心産地づくりGAP」を基本とし、管理点検を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産に関する基準</li> <li>・出荷に関する基準</li> </ul>
		農薬適正使用点検シート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬散布月日ごとに点検する。</li> </ul>
	生産工程管理検査 (JA管理体制)	生産工程管理検査シート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種マニュアルの整備確認及び生産履歴・生産工程管理シートの回収・点検を実施する。</li> <li>・JA管理体制基準は、内部検査・生産履歴管理・生産工程管理点検・情報提供・食品衛生法対応・クレーム対応等とする。</li> </ul>

[別記2]

「もっと安心農産物」登録マーク



「もっと安心ちばエコ農産物」認証マーク



#### 付 則

(制定・改廃)

1 この要領の制定・改廃は、県本部長が決定する。

(疑義解明)

2 この要領の解釈その他の疑義は、県本部長が決定する。

(施行期日)

3 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

#### 付 則 (抄)

この要領の改定は平成28年4月1日から施行する。